

○香美市木材住宅支援事業委員会設置要綱

平成26年7月1日

告示第96号

改正 平成28年3月31日告示第65号

平成30年3月16日告示第31号

令和2年11月1日告示第171号

(設置)

第1条 香美市産材を用いた住宅建築及び市内定住の促進を目的とする香美市木材住宅支援事業(以下「事業」という。)の実施にあたり、有識者から広く意見を求め、事業の活性化及び適正な運用に資するため、香美市木材住宅支援事業委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事務について協議及び検討する。

- (1) 事業に係る補助金の交付に関する事項
- (2) その他事業の推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 森林組合の関係者
- (2) 商工業団体の関係者
- (3) 不動産業の関係者
- (4) 市職員(企画財政課長、定住推進課長、建設課都市計画班長の職にある者)

(任期)

第4条 委員の任期は5年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、農林課に置き、必要な事務を処理する。

(補則)

第8条 この告示で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第65号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月16日告示第31号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月30日告示第171号)

この告示は、令和2年11月1日から施行する。